

2024 年度事業計画書

一般社団法人防災教育普及協会

一般社団法人防災教育普及協会

2024 年度 事業計画書

(2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日)

第 1 章 事業の再構築

2023 年度の事業計画では、事業の再構築と新たな事業の展開を大きな課題としました。
2024 年度事業計画作成にあたり、事業の進捗状況と今後の展望について報告します。

1.1 防災教育チャレンジプラン事業の再構築

防災教育チャレンジプラン事業は 2023 年度で区切りをむかえましたが、内閣府（防災担当）は、2024 年度も防災教育チャレンジプランの成果を引き継ぐ形で、新・防災教育チャレンジプランを実施することになりました。

本会は、再構築された新・防災教育チャレンジプラン事業においては、今まで以上に重要な役割を担うことが期待されています。

1.2 シェイクアウト訓練事業の再構築

シェイクアウト訓練の事務局を、2024 年度から日本法制学会から本会に移行する準備が終わりました。本会の関東大震災百年シェイクアウト訓練のよびかけに埼玉県議会が賛同する等の新たな展開もありました。2024 年度からは本会において引き続きシェイクアウト訓練の再構築を進めながら、本会事業の柱として発展させることをめざします。

1.3 防災普及啓発事業での新たな事業の展開

2023 年度は、「新たに防災教育に関する指定管理業務での構成員となり、防災普及啓発施設での指定管理業務を受託し、新たな事業を展開すること」をめざしましたが、代表企業が入札参加後に行政処分を受けたことにより、受託には至りませんでした。残念ではありますが、既存の都立公園での指定管理業務の構成員として引き続き公園における防災教育事業を進めながら、新たな事業展開をめざします。

1.4 防災教育と災害伝承関係の事業の展開

本会は東日本大震災 10 年にむけて、2021 年 2 月に政府による「防災教育と災害伝承の日」の制定をよびかけ、防災関係者、被災関係地域の多くの賛同を得ました。関東大震災から 100 年の節目の年にあたり、改めて防災教育と災害伝承の必要性を社会に訴えましたが、状況を変えるには至っていません。

東日本大震災から13年が経過するなかで、3月11日の被害と教訓を全国的に忘れない日とすることには重要な意義があります。ひき続き日の制定の実現をめざします。2024年度は、新潟県中越地震20年（2004年10月23日発生）、阪神・淡路大震災30年（1995年1月17日）の節目にあたります。関係行事に参加・協力します。

1.5 休眠預金（公募）の助成金申請の件

休眠預金活用法等に基づく資金分配団体の公募（通常枠）の助成金申請を計画しましたが、公募要項の一部変更により申請を見送ることになりました。2024年度は新たに日本法制学会と共同しての申請を計画します。

第2章 2024年度の事業計画

1. 防災教育チャレンジプラン実行委員会との連携事業

- 1.1 2024年度防災教育チャレンジプラン事業の実践団体支援業務を受託し、実践団体の教材・プログラム等の開発を支援します。
- 1.2 過去の実践団体が開発した教材・プログラムの活用と普及を行います。
- 1.3 防災推進国民大会2024熊本における防災教育交流フォーラムの開催に協力します。

2. 防災教育と災害伝承の日制定の事業

- 2.1 「防災教育と災害伝承の日」制定にむけた活動に取り組みます。
- 2.2 上記の日制定のよびかけ人と連携して、防災教育と災害伝承をテーマとした行事を計画します。

3. 行事、セミナー等の防災教育の主催事業

- 3.1 会員向けの防災教育の指導者育成セミナーを開催します。
- 3.2 企業向けの特別セミナーを開催します。
- 3.3 防災クイズ&ゲーム Day2024(2024年7月7日実施)を開催します。

4. 学校・地域・企業等から依頼にもとづく防災教育事業

- 4.1 学校・地域・企業・団体等(以下「学校等」)の依頼にもとづき講師派遣等を行います。
- 4.2 学校等からの依頼に基づき教材・プログラム等の開発・監修・協力を行います。
- 4.3 学校等が開発した教材・プログラム等の普及啓発を行います。
- 4.4 オンラインやオンデマンドによる防災教育の依頼に対応します。
- 4.5 タブレット端末を活用し、動的コンテンツにも対応した防災教育に取り組みます。

5. 公園と施設を基盤とした防災教育事業
 - 5.1 都立公園指定管理業務（防災ガイドマップの作成・更新や備蓄品管理、防災学習会への協力、情報提供など）を通じて、地域防災力の向上に貢献します。
 - 5.2 公園・緑地の特性と地域連携を重視したイベント開催やオンライン（YouTube 配信等）を用いた住民等に対する防災教育の普及について取り組みます。
 - 5.3 指定管理者と公園・緑地に関わる市民団体や自治体等が参加する懇談会等の定期開催を提案、実施します。
 - 5.4 これまでの都立公園グループにおける経験をふまえて、新たな指定管理業務の受注や関係企業との業務提携を視野に入れた取り組みを進めます。
 - 5.5 防災デザイン研究会・やさしい日本語有志の会等と連携し、都立公園における案内表記の改善について提案、実施します。
6. シェイクアウト訓練事業
 - 6.1 シェイクアウト訓練事業の事務局を担い、内閣府（防災担当）・総務省消防庁、気象庁とも連携した緊急地震速報シェイクアウト訓練（津波防災の日前後に実施）を発展させ、防災教育の基礎と裾野を広げます。
 - 6.2 ホームページ(<https://www.shakeout.jp>)の更新管理、自治体等との契約業務等を行います。
7. 防災教育の調査研究事業
 - 7.1 防災教育等の調査研究業務を受託します。
8. 助成金関係
 - 8.1 公益財団法人河川財団河川基金助成事業が決定した場合は事業を実施します。

第3章 運営に関する事項

1. 役員の変更
 - 1.1 理事の定期改選を行います。
2. 広報等
 - 2.1 これまでの実践や支援、教材活用事例等を整理し、ホームページで公開します。
 - 2.2 ホームページで会員・役員の講師派遣実績、会員レポート、教材等の紹介を行い、本会の活動実績や成果を公表していきます。
 - 2.3 イベントなどで本協会の事業・活動内容を広報するための宣伝物を作成します。

3. 財政基盤の確立・強化

3.1 予算は別紙のとおりです。

3.2 イベント・セミナー等で積極的な広報を行うとともに、既存会員へ情報提供等を行うことで、団体・個人の正会員、企業等の賛助会員の維持・拡大に取り組みます。

4. 事務局の確立・強化

4.1 日本法制学会の協力のもとに事務局を運営します。

4.2 事務局員は3名とし、新たな事業が実現した段階で人員の増員を検討します。

以 上